

第 2 2 期 第 1 8 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和4年12月13日（火）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	二本柳 勝
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	松 下 誠 四 郎
	〃	木 村 慶 造
	〃	竹 林 雅 史
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	中 居 裕
	堤 静 子	
	宮 野 昭 一	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美 奈 子
県 側	水産振興課 副参事	三 橋 潤 一 郎
	主幹	山 形 呈 太
	主幹	相 坂 幸 二
	総括主幹	清 藤 真 樹
	技師	内 山 弘 章
	三戸地方水産事務所 所長	石 戸 義 人
	下北地方水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平

4 審議の結果

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：特定水産資源(まあじ及びまいわし太平洋系群)に関する令和5管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

原案どおり答申することに決定された。

議案第3号：東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業の指示について
原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

会 長

定刻となりましたので、ただ今から、第22期第18回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

2022年、師走に入り、早いもので13日、委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件、報告事項2件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える14名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、松下委員と中居委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です、件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）、このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回の諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、県の方から、議案第1号について補足説明させていただきます。

資料の方、おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。

いつものように、漁業種類、それから漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について説明させていただきます。

漁業種類は、ほっきがい雑けた網漁業でございます。

資格の方は、東共第3共同漁業権ということで、八戸市南浜漁協の組合員ということになっております。

許可すべき隻数は7隻となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしく願いいたします。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

御質問、御意見はありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和5管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします、議案第2号の資料1ページ目を御覧ください。

県知事からの諮問文です、件名及び本文の主要部分のみ読み上げます。

諮問書、特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和4年11月22日付け4水

管第2739号で通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添の通り定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは、諮問文にあるとおり、県が県資源管理方針に即した、いわゆる知事管理漁獲可能量を定める場合は、海区委員会の意見を聴かなければならないとされているところであり、これにより、今回の諮問があったものです。

なお、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

会 長

次に県から説明をお願いします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、清藤総括主幹。

水産振興課 清藤総括主幹

まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について補足説明します。

右上に議案第2号と書かれた資料で説明します。

3ページ目を御覧ください。

令和4年11月22日付けで、農林水産大臣から本県に該当するものとして、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項において、県資源管理方針に即して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業管理委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するところです。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の公表案です。今般、本県の知事管理漁獲可能量として設定し公表するのは、本県に数量配分のある、まあじ及びまいわし太平洋系群となります。

また、まあじ及びまいわし太平洋系群についての配分数量は、現行水準となっております。

これは、各魚種の配分数量を示さず、目安の数量を示すことで、県資源管理方針である青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理するものになります。

3 ページ目の国からの通知では、目安数量も示されており、この数量を超えたとしても、採捕停止命令が即かかるものではありませんが、県から助言・指導を行う場合がありますので、その点も御理解ください。

以上が知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明になります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

御質問、御意見はありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

それでは、御質問、御意見もないようですので、議案第2号については、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第2号「特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和5管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

続きまして、議案第3号「東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号資料1を御覧ください。

当該漁業に係る委員会指示につきましては、平成26年から継続して発動されているものであり、昨年に引き続き、県農林水産部長から会長宛てに発動依頼があったものです。

依頼文の文書の件名及び本文のみ読み上げます。

青森県東部海区におけるまぐろ、ぶり又はさめの採捕を目的とするはえ縄漁業の操業に係る委員会指示の発動について（依頼）、このことについて、多種漁業が輻輳する本県東部海区における当該漁業の操業による紛争の未然防止と漁業調整の円滑な運用を図ることを目的として、昨年同様、下記のとおり漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示を発動してくださるようお願いいたします。

この依頼文の裏には、制限区域が図示されておりますが、依頼の内容につきましては、区域、期間、内容とも、昨年と同様になっております。

以上が県からの依頼の内容です、次に資料2を御覧ください、公示する委員会指示案になります、前段のみ読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第10号、青森県東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和4年12月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会、会長、松本光明。

以降の内容は、資料の1と同じであり、昨年までと同じ内容となっております。

なお、県報登載時に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

会 長

次に県から説明をお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

この委員会指示の発動につきましては、平成26年以降、毎年お願いしているものでございます。

今年もまた、令和5年の1月1日から12月31日まで、指示の発動をお願いしたいということでございます。

県からの補足説明は以上でございます。

審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見はありませんですか。

ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですので、議案第3号については、原案どおり委員会指示を発動することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第3号「東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業の指示について」は、指示案のとおり委員会指示を発動することといたします。

なお、公示にあたって若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

それでは、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

①の「資源管理の状況等の報告について」を県側から報告を願います。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、報告事項「資源管理の状況等の報告について」を報告させていただきます。

漁業法の改正によりまして、漁業権を免許されている者は、毎年、その行使の状況を県に報告することになっております。

また、この報告内容につきまして、県の方でとりまとめて海区漁業調整委員会に報告することとなっております、これが、今回の報告となっております。

それから、県の方では、各漁業権免許者からの報告に基づき、その漁業権が適切かつ有効に活用されているかどうか判断することとなっております。

この判断に基づきまして、今後の漁場計画の作成の際に活用されている漁業権かどうかということをごちらで検討し、判断するというものとなっております。

この報告の性格は以上のとおりです。

資料の方、中身ですけれども、2ページ以降につきましては、非常に細かい表となっているんですけれども、東部海区の全漁業権につきまして一覧表としております。

2ページから4ページまでが共同漁業権。5ページが区画漁業権。それから6ページが定置漁業権となっております。

基本的には、各漁業権の漁業種類ごとに載せていますが、第1種共同漁業権につきましては、種類が非常に多いということでございますので、採介藻として、延べの操業日数、漁獲量としております、後ほど、個別に見ていただきたいと思います。

中身の方は、個別に見ていただくとして、県の方の報告は以上で終わらせていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

御質問、ありませんか。

ないですか。

御質問もないようですので、続いて、報告事項②の「第30回太平洋北部会及び第38回太平洋広域漁業調整委員会の概要について」を事務局から報告願います。

出町主幹

はい、会長。

会 長

はい、出町主幹。

出町主幹

そうしますと、報告事項の2ということで、資料の②を御覧ください。

第30回の北部会と第38回の広域委員会の概要ということです。

去る11月28日に午前10時半から北部会、午後3時半から広域委員会ということで開催されております。

開催場所は、これまでどおりWeb開催ということで、青森県の場合は県庁舎の北棟4階で竹林委員が出席しております。

事務局からは、局長と私出町と水産振興課東野主幹が傍聴という形で出ております。

会議の概要ですけれども、北部会の方なんですけれども、2の部会長の互選というのがあるんですけれども、今期、これまでの間に大臣選任の委員さんが任期を迎えて更新されています。

前回の部会長というのが、大臣選任の方から選ばれていましたので、部会長が空席になったということで、今回、互選ということで、学識経験の北門さんが互選されたということになっています。

3番の広域魚種の資源管理についてということで、(1)太平洋北部沖合性カレイ類及びマダラの資源状況についてということで、①のサメガレイから⑤のマダラまで、例年どおり資源状況等について資料により報告がありました。

状態も去年どおり、上2つが低位で、下3つが高位、増加というような形です。

(2)として、太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理の取組についてということで、対象4魚種、これも昨年同様なんですけれども、資源状態ですとか、資源管理の取組内容、これも例年どおりなんですけれども、それらについて説明がありました。

(3)マダラ陸奥湾産卵群の資源管理の取組についてということなんですけれども、これも、ここに記載のとおりなんですけれども、内容としては、ほぼ去年と全く同じような状態です。

4番目として、次回の開催予定は、来年の秋ということで、また例年どおり秋に開催するということになっていました。

次に38回の広域の委員会なんですけれども、これも、要は会長の互選というのが、さっき部会長で言ったように、大臣選任の任期が更新されたということで切れていましたので、互選した結果、学識経験の北門さんが選ばれたということになっています。

広域魚種の資源管理についてということで、(1)部会における取組ということで、北部会と南部会とあるんですけれども、その部会の審議結果について報告がありました。

それから(2)として、マサバ太平洋系群ということで、最大持続生産量及び広域資源管理について説明がありました。

4番、太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示についてということで、これは、御存知のとおりだと思うんですけれども、平成24年に届出制で導入されたものが、平成25年からは承認制に移行している委員会指示なんですけれども、2年更新してきたものが、令和5年3月31日までとなっているので、それについて、期間更

新をかけるような形の委員会指示ということで、承認の条件が①から③まで、それぞれ書いていました。

承認期間が令和5年4月1日から令和7年の3月31日までということで、委員会に諮られて、原案どおり委員会指示を発動することに決定されました。

5番目、その他として、(1) T A C魚種拡大に向けた検討状況についてということで、これも、これまでもやってきたやつの今後のスケジュールなんかについて資料により説明がありました。

(2) 令和5年度資源管理関係予算についてということで、水産庁の来年度の資源管理関係の予算、主だったものについて資料によって説明がありました。

6番目として、次回開催予定ということで、令和5年の2月から3月、春先ですね、開催予定ということで説明がありました。

以上です。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

御質問、ありませんですか。

ありませんですか。

質問もないようですので、それでは、以上、これをもちまして、第22期第18回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時55分